

○千歳市ボランティア清掃取扱い要領

平成17年10月31日 市民環境部長決裁

千歳市ボランティア清掃取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、道路、公園等の公共の場所（別表第1）の美化を促進するため、町内会、個人、各種団体（以下「町内会等」という。）のボランティア清掃について、必要な事項を定める。

(ボランティア清掃の要件)

第2条 ボランティア清掃とは、町内会等が道路、公園等の公共の場所において自主的に行う清掃活動であり、占有物件の維持及び管理のために行う清掃並びに営利を目的とした活動の一環として行う清掃は除くものとする。

(ボランティア清掃の届出)

第3条 町内会等は、ボランティア清掃を実施するときは、市長に第1号様式の書面により届け出なければならない。

(ボランティア清掃の実施方法)

第4条 町内会等は、ボランティア清掃を行うに当たっては、参加者の安全確保に努めるとともに、届出内容を遵守し、自己の責任において清掃を行わなければならない。

2 町内会等は、収集したごみを市の分別方法に従って、市の処理施設に自己搬入し、又は市に回収を依頼するものとする。

3 町内会等は、別表第2に定める不法投棄物を発見したときは収集せずに、投棄場所及び内容を速やかに市長に連絡するものとする。

(ボランティア清掃への支援)

第5条 市は、町内会等からごみ袋の支給要望があるときは、当面の間、ボランティア清掃に必要と認められる枚数のごみ袋を支給するものとする。

2 市は、町内会等から収集ごみの回収依頼があった場合は、ごみステーションにより収集し、又は市所有の車両等により回収するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月27日市民環境部長決裁 (廃棄物対策課長専決))

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月1日市民環境部長決裁 (廃棄物対策課長専決))

(施行期日)

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の千歳市ボランティア清掃取扱い要領の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表第1 (第1条関係)

1 町内会等の周辺
2 道路
3 公園
4 河川及び河川敷
5 公共の広場又は空き地
6 その他

別表第2 (第4条関係)

区分	品名
大型ごみ	市指定ごみ袋に入らないもの
リサイクル法対象品	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン等
	パソコンディスプレイ・本体
搬入禁止物	バッテリー
	廃タイヤ
	プロパンガスボンベ
	消火器
	オートバイ
	灯油・廃油・薬品・塗料

注射器・注射針
